

令和5年度介護職員就業促進事業 Q & A（事業者用）

令和5年4月13日現在

No.	Q	A
▶対象者		
1	本事業による有期雇用契約期間が終了したら、継続して雇用しなくてもよいのですか。	本事業は、事業終了後も継続的に介護職員として従事してもらうことで介護分野の人材確保・定着につなげることが目的であるため、 はじめから、有期雇用契約期間終了後に継続見込の無い方・意思のない方は、本事業の対象となりません。 事業者におかれましては、離職者等の選考時や雇入れ時において、有期雇用契約期間終了後も継続して雇用する予定があることを十分説明し、応募者本人の就労意志を確認するようにしてください。 やむをえず継続ができない場合は、本事業での経験を生かして安定した就労につながるよう、人材センターやハローワーク等に協力を求めるなど配慮してください。
2	求職活動（ハローワークに求職登録し、職業相談、職業紹介を受けるなど）をしていることは、対象者の要件ですか。	対象者の要件ではありません。 求職者として登録されていない方も、対象者になることができます。
3	採用面接時に就業者であっても、雇用時点で離職者となることが決まっている方は、対象者になりますか。	雇用時点で離職者となることが確定している者は、対象者になることができます。 なお、雇用開始日までに前職を離職しなかった者は、本事業の対象者になることができません。
4	自営業者で、仕事があるわけではないが、廃業をしていない者を雇用した場合、本事業の対象者になりますか。	受託者が、以下の①②を満たすことを本人に確認して雇用した場合、本事業の対象者となります。 ①将来的に主として介護職員として就労することを希望していること ②少なくとも本事業の有期雇用期間中は自営業の仕事をしないこと（介護業務と研修受講に専念するため）
5	看護師資格を保有している方は、対象者になりますか。 また、有資格者として、本事業において実務者研修を受講させることはできますか。	看護師資格を保有している方も、介護職を希望している場合は雇用することができます。 ただし、本事業の対象となる研修は、生活援助従事者研修又は介護職員初任者研修となり、実務者研修は受講できません。
6	事業者応募時にすでに内定済みの者は、本事業の受託決定後に対象者になりますか。	対象者になりません。
7	学生は、本事業の対象者になりますか。	対象者になりません。 働きながら資格取得に向けた時間を確保するという本事業の趣旨を鑑み、学生（通信制・夜間部等も含む）は対象外です。
8	以前、同一法人内のいずれかの事業所で雇用していたことのある離職者等を再度雇用した場合、対象者になりますか。	対象者になりません。事業所、職種、雇用形態を問わず対象外です。 また、派遣により同一法人に従事していた者も、対象者になりません。
9	人材派遣会社から派遣された者は、本事業の対象者になりますか。	対象者になりません。 本事業の対象者は、介護施設等が直接雇用した者に限ります。
10	外国籍の方は本事業の対象となりますか。また、採用に当たり、何か注意すべき点がありますか。	外国籍の方が本事業を利用する場合は、就労条件を満たす在留資格が必要となります。 まずは、求職者が就労条件を満たす在留資格を有するかどうか「出入国在留管理庁HP（ https://www.moj.go.jp/isa/ ）」を参照の上、ご確認下さい。
11	雇用開始日より前に対象となる研修（生活援助従事者研修、介護職員初任者研修、実務者研修のいずれか）を受講開始している者は、対象者になりますか。	対象者になりません。本事業の有期雇用期間内に受講を開始及び修了することが必要です。 期間外に研修を受講した者については、賃金を含めて委託料の全額を支払うことができません。
12	採用面接時点で介護職員初任者研修を受講中の者を対象者として雇用し、初任者研修修了後に本事業により実務者研修を受講させることはできますか。	できません。ただし、応募時点で受講中であっても、雇用開始日までに修了していることが確認できれば、有資格者として本事業で実務者研修の受講が可能です。

令和5年度介護職員就業促進事業 Q & A（事業者用）

令和5年4月13日現在

No.	Q		A
	13	国や他の自治体等の実施する他の事業においても、本事業により受講する研修費用の助成を受けている者は対象となりますか。	対象とはなりません。本事業により受講する研修費用について、教育訓練給付金、介護福祉士修学資金貸付等、他の事業の助成を同時に受けている、又は受ける予定のある者は対象外となります。
	14	対象者が「離職者等であること」という要件を満たすことを、どのように確認すればよいですか。	受託者が、「雇用条件等対象者確認書」を用いて離職者等であることを本人に確認し、本人に自署させることで確認します。
	15	本事業の対象者の要件を満たすことを確認するため、採用前に本人に特に確認しておくべき事項があれば教えてください。	「雇用条件等対象者確認書」の確認事項を満たすことについて、本人に確認してください。
	16	応募時に提出した「事業計画書」では、「短時間勤務の募集枠」を選択しませんでした。受託決定後、短時間勤務を希望する者からの応募があった場合、本事業の対象者として雇用することは認められますか。	認められます。 「雇用確定届」にて、週20時間以上30時間以下の枠で雇用した対象者として届け出てください。
	17	応募時に提出した「事業計画書」では、「資格に関する募集枠」で有資格者を選択しませんでした。受託決定後、有資格者からの応募があった場合、本事業の対象者として雇用することは認められますか。	認められます。 「雇用確定届」にて、実務者研修等の受講予定者として届け出てください。
▶雇用対象施設等			
	18	法人でいくつかの事業所を応募予定です。応募したいすべての事業所が開設1年以上経過していなければ応募できないのでしょうか。	法人が運営する事業所のうち1事業所でも開設1年以上経過していれば、応募可能です。
	19	応募するにあたって、開設1年以上経過している事業所は都内にあるものに限られますか。	限りません。 都外でも開設1年以上経過している事業所があれば、都内の事業所について応募可能です。
	20	本事業の事業所登録にあたって、今後開設予定の事業所を登録することはできますか。	できません。 応募日時点で開設していない事業所は対象外となります。
	21	訪問介護事業所で、サテライト事業所を持っている場合、別々に事業所登録ができますか。	事業所番号が異なる場合は、別々に事業所登録が可能です。
	22	同一敷地内に特別養護老人ホームと通所介護事業所が併設されている場合、それぞれの事業所を登録することができますか。	同一敷地内に同一法人の事業所等が複数存在する場合、それぞれの事業所において登録が可能です。ただし、同一事業所で介護サービスと介護予防サービスの指定を受けて一体的に運営している場合は1か所とみなします。 また、本体施設を一体的に運営しているサービス（併設型・空床利用型短期入所生活介護）及びみなし指定事業所については、本体施設と併せて1か所とみなします。
	23	本事業の雇用対象となる事業と対象外の総合事業を一体的に実施している場合、総合事業の利用者に対してサービスの提供はできませんか。	一体的に実施しており、配置基準等で総合事業と分けることができない場合、総合事業の利用者にサービスの提供を行うことは認めます。
	24	「訪問介護」の中には障害者総合支援法の居宅介護・重度訪問介護も対象に含まれますか。	含まれません。 本事業の対象者は、仕様書別紙1の介護サービス事業を提供する事業所で介護労働に従事しなければなりません。 また、本事業所の対象者は、雇用された事業所（サービス種別）以外で従事することができないことにもご留意ください。

令和5年度介護職員就業促進事業 Q & A（事業者用）

令和5年4月13日現在

No.	Q	A
▶雇用条件		
25	雇用期間はどのように設定すればよいですか。	雇用開始日（遅くとも令和5年11月1日まで）～令和6年1月31日の間で、受講対象の研修を修了させることを考慮した上で、6か月以内の有期雇用契約期間を設定してください。
26	本事業の対象者は、社会保険への加入は必須ですか。	本事業の受託者は、労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の規程に従って各種社会保険に加入しなければなりません。 社会保険の加入条件は雇用形態によって異なります。 ※事業所によっては以下に当てはまらない場合もあります。 ①週30時間以上40時間以内…社会保険制度に従ってすべて加入が必要です。 ②週20時間以上30時間未満…雇用保険・労災保険への加入は必須ですが、健康保険・厚生年金への加入は各事業者の状況によって異なります。詳細は各事業所にてご確認の上、手続きを行ってください。 （参考） 日本年金機構HP> 令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大 https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html なお、本事業の有期雇用契約期間を通じて①健康（介護含む）、②厚生、③雇用、④労災の4種の保険にすべて加入していない場合、本事業においては法定福利費は経費の対象外となります。
27	正規職員として雇用した場合、本事業の対象者になりますか。	対象者になりません。 本事業の対象となるためには、6か月を上限とする有期雇用契約を締結しなければなりません。 なお、本事業の有期雇用期間終了後も継続して雇用する際（本事業の対象期間外）の雇用形態は問いません。
28	対象者は、本事業の有期雇用契約期間中、ダブルワークをしてもよいですか。	原則、期間中のダブルワークは認められません。 対象者には、介護労働に従事しながら対象の研修を修了することに専念いただきます。
29	遅刻、欠勤、休暇等はどのように取り扱えばよいですか。	介護労働に従事する事業所又は施設の就業規則によって対応してください。
▶雇用人数		
30	本事業の雇用人数は「事業所等1か所につき3人を上限とする」と定められていますが、常勤でない短時間勤務の場合も、常勤換算で1人と考えるのでしょうか。	常勤換算ではありません。 短時間勤務か否かに関わらず、実人数で考えます。
31	登録した事業所は、必ず上限の3人まで対象者を雇用しなければならないのですか。	事業所の規模や人材育成体制を鑑みて、対応可能な雇用人数としてください。
▶求人公開		
32	求人活動はいつから可能ですか。	受託決定通知以降は求人活動が可能です。 受託決定前の求人活動は、認めません。 なお、求人活動では、 「介護職員就業促進事業」の対象となる求人であることを明記 してください（No.62参照）。
33	ハローワークへの求人申込は必須ですか。	必須です。 本事業の対象者を広く募集するため、ハローワークで求人情報を公開しなければなりません。
34	ハローワークへの求人申込はいつまでに行う必要がありますか。	受託決定日以降、5月末日（公募二次の場合は7月末日）までに行う必要があります。 求人票は、別途ハローワークが指定する書き方で統一してください（受託決定時に指示）。 求人票の掲載期間中は、雇用人数の上限に達した場合や11月1日を過ぎた場合、求人票を速やかに取り下げなければなりません。
35	受託前にも、法人としてハローワークに求人票を提出していますが、受託決定後に求人票を掲載し直すことは必要ですか。	必要です。 通常の介護職の求人とは別に、本事業対象求人として掲載依頼をしてください。（No.34参照）
36	本事業の対象者を募集する際に、法人独自の募集要件を設けてもよいですか。	法人独自の募集要件を設けることは妨げません。 ただし、幅広く失業者等を対象にする事業であることを念頭に置き、必要最低限の条件にしてください。（認められる例 送迎等がある職場での自動車運転免許、夜勤のある職場での年齢制限等）

令和5年度介護職員就業促進事業 Q & A（事業者用）

令和5年4月13日現在

No.	Q	A
▶介護労働への従事		
37	対象者を事務の職に従事させることは認められますか。	認められません。介護労働に従事させる必要があります。
38	訪問介護事業所が無資格の対象者を雇用した場合、対象者が生活援助従事者研修又は介護職員初任者研修を修了する前の期間中、どのような業務に従事させればよいですか。	受託者は、対象者に速やかに研修を修了させ、本来業務（介護労働＝介護保険法による訪問介護の業務）に従事させる必要があります。 無資格の期間中、受託者は、利用者の同意を得た上で、有資格者との同行訪問や有資格者の指導のもと業務の補助を対象者に行わせ、OJTを実施します。なお、同期間中も、保険外サービスや事務の職、併設事業所の他の業務等に従事させることはできません。
39	本事業の有期雇用期間の途中で、人事異動により対象者を別の事業所で働かせることは認められますか。	原則、有期雇用期間中の異動は認められません。 期間中は一つの施設等で雇用管理責任者等の指導を受けながら介護労働に従事させることで、安定した雇用につながるよう努めてください。 なお、やむを得ず異動させる場合、本事業の対象期間は、異動時点より前までの期間となります。この場合、雇用終了時と同様の手続きをしてください。
40	育成を目的として、対象者を同一法人内の別サービスまたは他事業所（障害福祉サービス含む）での業務に従事させることは認められますか。	別サービスまたは他事業所の職員として従事することは認められません。 ただし、最低でも以下の時間数は本来雇用された事業所での業務に従事するのであれば、所定の勤務時間の範囲内で、就業時間中に別サービスまたは他事業所において研修を実施することは認めます。 【必須条件】 ①所定の勤務時間が週20時間以上週30時間未満である対象者 →最低でも週20時間は、本来雇用された事業所で従事すること ②所定の勤務時間が週30時間以上週40時間以下である対象者 →最低でも週30時間は、本来雇用された事業所で従事すること
41	本事業で新たに雇用した対象者は、介護保険の基準上、介護職員に含まれますか。	対象者を介護職員として取り扱うか、介護職員ではないものとして取り扱うかについては、それぞれの実情に応じて判断していただくことになります。ただし、人員配置基準上の介護職員として取り扱う場合は、介護報酬算定上の介護職員としても取り扱う必要があります。 なお、人員配置基準上の介護職員として取扱うことができる場合は、介護報酬算定上のサービス提供に従事する時間のみに限られますので、研修受講中の時間及び研修実施機関と施設等の間の通常の移動時間等については、配置基準上の介護職員として取扱うことは認められません。
▶研修の受講		
42	本事業の 有期雇用契約期間中に、介護職員初任者研修等の所定の研修が修了できなかった場合 どうなりますか。	原則、賃金を含めて委託料の全額が支払いの対象外となります。 ただし、研修申込をした上で、例外的に以下の場合には、支払い対象となる可能性がありますので、個別にご相談ください。 【例外的に支払い対象となる可能性がある場合】 ①対象者が研修受講前に退職した場合 ②雇用期間内に修了する講座を受講していたが、修了前に退職してしまった場合 ③雇用期間内に修了する講座を受講していたが、病気等やむをえない事由により本事業による雇用期間内に修了できなかった場合（修了できなかったことがやむをえないと人材センターが認めた場合） ※受託者には、対象者の受講状況を常に把握し、指導・監督を行うことが求められています。
43	どの勤務日においても、必ず研修受講と介護労働の両方に従事させる必要がありますか。	研修受講のみの日、施設等における介護労働のみに従事する日が生じることは構いません。
44	通学日において研修受講時間が短い1日があった場合、その日の勤務時間はどのように扱いますか。	受託者にて判断の上、学習に無理のない範囲で、通学日は研修受講と短時間の勤務シフトを組み合わせる等で対応してください。
45	研修機関は、受託者が自由に選択してよいですか。	自由に選択していただいて結構です。 指定研修実施事業者であれば、都内・都外は問いません。また、受託者が運営している研修機関でも構いません（No.61参照）。

令和5年度介護職員就業促進事業 Q & A（事業者用）

令和5年4月13日現在

No.		Q	A
	46	受講する研修は通信形式のコースでも構いませんか。	通信形式のコースでも構いません。 <u>ただし、「自宅学習時間」は研修機関での学習時間と同様に労働時間として扱うことが必要です。勤務時間内で学習時間を確保できるよう配慮ください。</u>
	47	実務者研修受講の対象者を雇用した場合等、受講する研修の自宅学習を勤務時間として取り扱うことはできますか。	<u>勤務時間として取り扱ってください。</u> 実務者研修は自宅学習時間を一定数確保する必要があるため、対象者本人と事業者で相談し、職場内もしくは自宅にて学習する等調整の上、 <u>勤務時間内で学習時間を確保してください。</u>
	48	無資格の対象者について、まず生活援助従事者研修又は初任者研修を修了させ、その後の有期雇用契約期間中に実務者研修を受講させることは認められますか。	本事業の有期雇用契約期間中は、認められません。
	49	対象者に土・日のクラスの研修受講をさせてもよいですか。 また、対象者に土・日に介護労働に従事させてもよいですか。	研修及び勤務の日程は、労働関係法令及び就業規則等に則って、判断してください。 研修時間も勤務時間に含めなければならない（職員に対する賃金支払いの対象としなければならない）ことを念頭に置き、適切に対応してください。
	50	受講を検討していた講座が開講されませんでした。対象者が希望する日時や研修会場を考慮すると、 有期雇用契約期間中に修了する講座が見つかりません。 期間中に修了できないことはやむを得ないと認められますか。	認められません。有期雇用契約期間内に修了できる日程の講座を改めて選び直し、対象者に受講させてください。 対象者として雇用する前に、受講可能な研修講座が確保できることを確認してください。
▶委託料			
	51	本事業と他事業の助成金等との併給は可能ですか。	本事業以外の他助成事業や委託事業費から、本事業に係る経費と同一の経費について、重複して助成金や委託料の支払を受けることは不可です。
	52	各経費にかかる消費税は計上できますか。	課税（消費税）事業者は、個別の経費（内税のものも含む）にかかる消費税分は計上できませんが、最終的に合計額に消費税をかけた額が計上できます。 ただし、免税事業者の場合は各経費に係る消費税分も計上できます。 事業者が免税か課税かの確認も含め、詳細は国税庁ＨＰ等をご覧ください。
	53	通勤手当や通学交通費は計上できますか。	計上できません。
▶対象者に対する賃金			
	54	時間外勤務はどのような扱いになりますか。	原則、時間外勤務が発生しないようにしてください。 なお、やむを得ず発生した時間外勤務分の賃金は、 本事業で支払われる委託料の対象外です。 実績報告における勤務時間数は、時間外勤務分を除いて報告してください。
	55	有給休暇はどのような扱いになりますか。	勤務時間としてみなされるため、委託料支払い対象となります。
	56	最低賃金が変わった場合はどのような取扱いになりますか。	委託費としての賃金の時間単価については、年度途中での変更は行いません。年間を通して、一律1,072円の時間単価とします。
	57	委託料の対象者の賃金はどのように計算されますか。	対象者の実際の賃金額によらず、委託費としての賃金の時間単価（1,072円）に、有期雇用契約期間中の勤務時間数（時間外勤務分を除く）を乗じた金額を、賃金分委託料として支払います。勤務時間数は原則、賃金台帳等根拠資料により確認します。対象となる場合には、社会保険料に係る事業主負担分相当額も支払います。

令和5年度介護職員就業促進事業 Q & A（事業者用）

令和5年4月13日現在

No.	Q	A
▶指導員費		
58	雇用管理責任者等の指導に当たる賃金費用等の1時間当たりの単価は1,500円と定められていますが、指導者の実際の時給がこの金額よりも高い／低い場合、単価はどうなりますか。	実際の時給に関わらず、一律、1時間当たりの単価は1,500円です。
59	指導者一人が複数の対象者に向けて行う研修は指導員費の対象となりますか。	対象外です。 指導員費は、雇用された施設・事業所において原則1対1で行われる指導・育成を想定 しています。そのため、新任職員研修等、外部会場で行う研修・指導も対象外となります。
▶研修受講料		
60	研修機関への申込みは受託者が行うのですか。 また、受講料は受託者が研修実施機関に直接支払うのですか。	受託者が、研修機関に、介護職員就業促進事業における受講であることを申し出たうえで申込み、費用は受託者が直接支払いを行います。 領収書の宛名に受託者名、但し書きに対象者氏名、受講研修名 を記載するよう依頼してください。領収書は受託者において、関係帳簿とともに事業終了年度の翌年から5年間保管してください（事業実績報告の際、写しを提出していただきます）。
61	自社で開講する講座を受講させることはできますか。またその場合に、研修受講料を計上することができますか。	講座が自社開講の場合、対象の研修を受講させたことの確認書類として、自社で開講している旨・研修機関名・研修受講期間・対象者氏名・金額（研修受講料を計上する場合）を明記した書類に法人印を押印のうえ提出してください。 また、研修費用を法人が負担している場合は経費として計上することができます。領収書に代わり、対象者の研修費用を法人で負担していることがわかる会計関係帳簿（例：総勘定元帳等）を提出してください。
▶求人広告費		
62	求人広告には、介護職員就業促進事業による求人であることを明記しなければなりませんか。 また、通常の求人と本事業の求人を同時に行ってもよいですか。	介護職員就業促進事業の対象となる求人であることを明記してください。本事業の対象求人の記載がない場合は支払い対象として認められません。 また、通常の介護職員の求人や対象外職種の求人と同時に行うことは構いませんが、経費は募集職種等で按分することにより、本事業に係る分のみを算出してください。 例：16万円の求人広告に「サービス提供責任者、ケアマネジャー、事務員、介護職（就業促進）」で募集をした場合 →16万円÷4＝4万円を就業促進の対象経費として計上 など
63	本事業対象の求人広告として経費を計上するには、具体的に広告にどのような記載が必要でしょうか。	通常の介護職員の求人と区別するため、「東京都介護職員就業促進事業」等の明記をした上で、「働きながら研修を受講することができる」「研修受講時間も給与が支払われる」等、本事業の特徴となる記載があることが望ましいです。「資格がなくてもOK」「受講料無料」といった記載だけでは、他制度との区別がつきにくく、対象経費とすることができない場合があります。
64	求人広告費はどのような経費が対象となりますか。	対象となる経費は、下記の3つに限ります。 ①求人情報誌や求人情報サイトへの求人情報掲載経費 ②新聞折込チラシの印刷経費・折込手数料 ③ポスティングチラシの印刷経費・配布手数料 また、受託決定日から令和5年11月1日までに掲載された広告の経費のみが対象となります。
65	求人広告費の証明書類はどのようなものが必要となりますか。	求人広告費の領収書の写しと、実際に掲載した広告の写しが必要となります。 領収書の但し書きには、「介護職員就業促進事業広告掲載費として」と明記してください。 但し書きに本事業求人と明記のない領収書の提出など、 本事業の対象求人広告のみにかかる経費であることが確認できない場合には、委託料支払いの対象外となります ので、ご注意ください。
66	実際の広告の写しについては、どのようなものを提出すればいいですか。	例えば、求人情報誌等の広告掲載ページのコピーや、配布したチラシの写し等を提出してください。WEB広告の場合も該当ページを印刷したものを提出してください。
67	マッチングイベントに出展したことで本事業の対象者の採用につながりました。この出展経費は本事業の対象経費となりますか。	合同説明会やマッチングイベントへの出展経費は、本事業の対象経費ではありません。
68	人材紹介会社に支払った紹介手数料は、本事業の対象経費となりますか。	対象経費ではありません。

令和5年度介護職員就業促進事業 Q & A（事業者用）

令和5年4月13日現在

No.	Q	A
▶その他経費		
69	対象者の育成のために行う研修に、指導職員の参加は可能ですか。	参加は可能ですが、受講経費は本事業の対象外となります。
70	本事業の有期雇用契約期間中に、本事業で取得予定の資格（介護職員初任者研修等）以外の資格を対象者に取得させてもよいですか。	対象者が介護労働に従事する施設等において定める職員育成プログラムの中で一般的に実施することとされている範囲内であれば、認められます。
71	本事業では「対象者一人当たりの委託料について、賃金の占める割合が2分の1以上であること」が必要と定められていますが、対象者が複数名いる場合、委託料はどのように算定されますか。	各対象者ごとに委託料を算定します。 実績報告様式では、対象者一人一人について、賃金が占める割合が2分の1以上になるよう、委託料の額が自動的に調整されて算出されます。
▶事業実施期間中の事情変更		
72	雇用契約期間中にやむを得ず途中退職となってしまった場合、実績報告書はいつ提出すればよいのでしょうか。	途中退職の場合でも、実績報告書は退職した翌月の末までに提出して下さい。
73	本事業の有期雇用契約期間の途中で対象者が退職した場合、委託料はどのように算定されますか。	委託料は、退職日までの実績に応じて算出されます。 退職日当日までの分の賃金、及び退職日までに実際に支出した費用を実績額として、人材センターへ実績報告を行ってください。
74	対象者が途中退職となった際、雇用期間が過度に短い場合、事業経費の1/2以上を賃金とした場合、既に支払ってしまった研修受講料を委託料の中で賄うことができません。その場合、本人に受講料の全部または一部を負担させることは構いませんか。	途中退職となり、左記のような事情で研修受講経費を委託料で賄えない場合も想定されます。雇用時点で、受講料の負担方法について、事業者と対象者本人とで話し合って決めておいてください。なお、人材センターに対する実績報告においては、本人に全部または一部を負担させた受講料分を研修受講費として請求することは認められません。
75	採用した対象者が途中退職してしまった場合、提出した雇用確定届上の同じ対象者管理番号を引き継いで、残り日数分、他の対象者を新たに雇用することはできますか。	認められません。
▶その他		
76	人材センターに連絡する必要がある「個人情報」とは具体的には何が該当しますか。また、「個人情報の取扱いに関する過失」とは具体的にどのようなことですか。	「個人情報」とは、「特定の個人を識別することができるもの」と法律で定められています。そのため、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等が該当します。 「個人情報の取扱いに関する過失」は書類の紛失、書類の誤発送、外部への情報流出などが考えられます。疑わしい状況や判断に迷うことがあれば、速やかに人材センターにご連絡ください。